

5号機 低圧タービン組立前の検査に向けた準備作業の開始について

平成 18 年 12 月 25 日

浜岡原子力発電所5号機低圧タービンにおける圧力プレート設置等に係る工事計画(※1)の審査期間が、平成18年12月22日に終了したこと(※2)から、翌日より低圧タービン組立前の使用前検査(※3)に向け、以下の準備作業を開始しましたのでお知らせします。

- ・タービン車軸羽根取付け部研削(※4)
- ・圧力プレート搬入
- ・圧力プレート現場調整

準備作業終了後、同検査を受検し、これに合格次第、低圧タービン組立工事に着手する予定です。

【これまでにお知らせした内容】

浜岡原子力発電所5号機低圧タービンの圧力プレート設置等の工事について、平成18年11月8日に、経済産業大臣に工事計画の届出を行い、現在、審査を受けています。

(平成18年11月8日お知らせ済み)

経済産業大臣より、当該工事計画の審査に当たっては、法律で定められた期間(※2)内に終了しないことから、審査期間を平成18年12月22日まで延長するとの主旨の通知がありました。

(平成18年12月6日お知らせ済み)

※1 発電所設備の設置工事等を行う場合には、電気事業法上、工事の内容に応じ、工事の計画について経済産業大臣の認可を受けるか、または経済産業大臣に届出を行うこと、と規定されています。

※2 電気事業法に基づく工事計画の届出を行った場合、審査期間は届出の受理日から30日と決められていますが、審査が相当期間を要する場合は、その期間を延長することができるされています。本工事計画については、審査期間は12月22日までと通知を受けています。この審査期間が終了すると、手続きの上では、本届出に関わる検査に向けた準備作業や工事が実施可能となります。

※3 使用前検査とは、電気工作物の工事計画の認可または届出があったものについて、その工事計画との適合性、技術基準との適合性を確認するものです。使用前検査に合格した後でなければ、その電気工作物を使用してはならないことになっています。電気工作物とは電気を供給するための設備や機器の総称です。なお、5号低圧タービンの場合、低圧タービン組立前の検査、および、運転状態での確認検査が実施される予定です。

※4 タービン車軸羽根取付け部研削とは、タービン車軸の羽根取付け部にひび割れが確認されたことから、外周全周にわたって削り取る工事です。

以 上